

# 第4次寒川町行政改革実施計画の 取り組みに関する総括

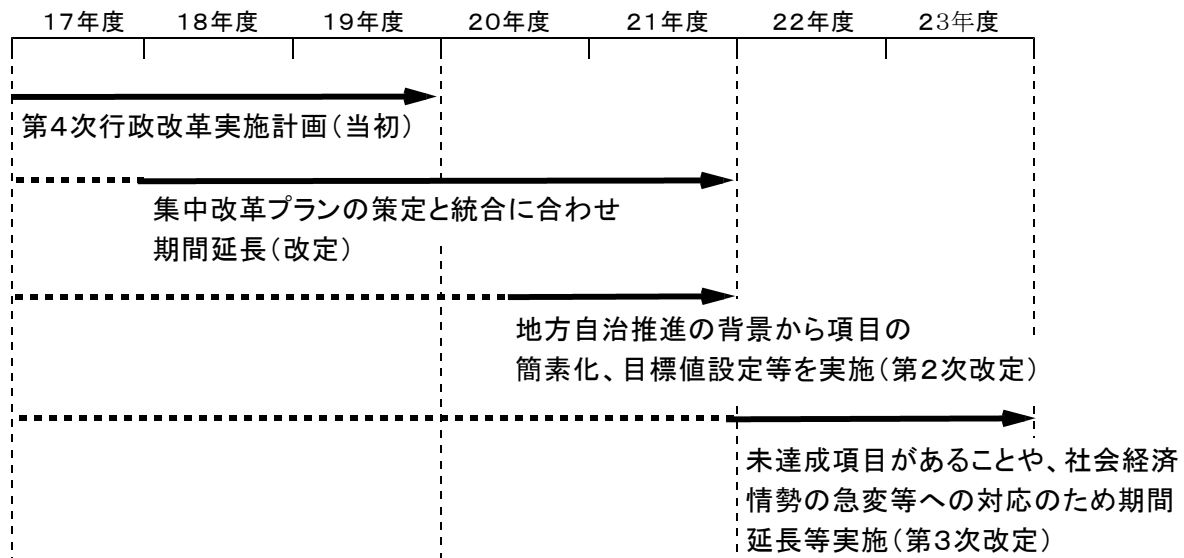
## 1 はじめに

本町の第4次行政改革に関しては、当初、平成17年度から19年度までの3年間の取り組みとして、行政改革大綱及び行政改革実施計画を策定した。平成17年3月に国が地方公共団体における行政改革の指針を示し、「集中改革プラン」の策定が求められたことから、平成18年に項目の一部見直しと2年間の期間の延長を行い、集中改革プランの役割を併せ持つ改定版として、町の行政改革の基本方針とした。

しかし、平成19年度の町自治基本条例の施行や地方分権の推進といった社会情勢の変化に伴って、方向性を明確にする必要が生じたことから、期間の延長はせずに、重点事項の各項目の簡素化や新たに取組目標を設定した第2次改定を平成20年8月に実施した。

こうした2度の改定を経て行政改革を進めてきたところであるが、平成21年度末の期間終了時期が迫ったにも関わらず未達成項目があったことや、平成20年秋からの社会経済情勢の急激な変動を踏まえて、平成22年2月に計画期間をさらに2年間延長し、重点事項の一部を見直した第3次改定を行い、平成23年度末をもって期間満了により実施計画を終了した。(第1表参照)

▽第1表:第4次行政改革の実施計画改定の動き



## 2 総括における考え方

第4次行政改革大綱では、次ページ第2表のとおり、3つの基本項目を設けて行政改革を推進していくため、各基本項目に重点事項を挙げて、その実現に向け具体的な取り組みを行うこととしたが、平成20年の第2次改定により、重点事項の変更及び追加を行った。

そのため、平成19年度までの第2次改定以前と平成20年度の第2次改定以降とは、重点事項の数や内容及び各重点事項における取組内容の一部が異なっており、全計画期間を通した総括が難しい場合があることから、実施内容の詳細や効果額などについては、基本的に全体を第2次改定前と第2次改定以降に分けて見ていくこととする。

また、次ページの「3 重点事項に対する取り組みの概要」では、第2次改定以降の内容をベースにまとめることとする。

▽第2表:重点事項の変化

基本項目	重点事項(17年度～19年度)	重点事項(20年度～23年度)
1 簡素で効率的な 行財政運営の推進	(1)事務事業の見直し (2)組織・機構の見直し (3)定員管理及び給与の適正化	(1)事務事業の見直し (2)民間活力の推進 (3)経常経費等の節減 (4)町税等の収納率の確保と自主財源 の確保及び受益者負担の見直し (5)町財政の健全化 (6)人事行政の推進
2 時代に適応した 行政サービスの推進	(1)効果的な行政運営を行うため の職員の能力開発の推進 (2)情報化の推進等による行政 サービスの向上	(1)町民の立場に立ったサービスの 提供 (2)行政の公平性・透明性の確保
3 町民と行政の協働に よる行政システムの 充実	(1)町民参加による行政運営の 推進	(1)町民参加によるまちづくりの推進

### 3 重点事項に対する取り組みの概要

#### ◇基本項目1 簡素で効率的な行財政運営の推進

限られた財源の中で行政運営を進めるために、簡素化と効率性を念頭に置きながら事務事業の見直し、経常経費等の節減、財源の確保、定員の適正管理等を進めるため、次の重点事項(1)～(6)に取り組んだ。

#### ◎重点事項(1) 事務事業の見直し

昨今の町民ニーズの多様化や社会経済情勢の変化により、行政は常に事務事業の点検を実施する必要がある。

第4次行政改革実施計画の取り組みでは、限られた財源で行政運営を進めるために、簡素化と効率性を念頭に置き、町民ニーズや社会経済情勢を踏まえた見直しを行ってきた。

各取り組み内容については、期間全体で見て効果目標は概ね実現できたと考えるが、行政評価における施策評価の検討・システム構築に関しては、導入に至っていない。

平成24年度より町総合計画「さむかわ2020プラン」後期基本計画が始まっており、その実施計画の進行管理においては、従来の評価システムとの統合なども考えられることから、併せて検討を進めていく。

また、アウトソーシング化を検討するとしたもののうち、実現できたのは道路維持補修及び町村情報システム共同化の一部である財務処理、指定管理者の公募に基づく民間事業者の参入と少ない。職員が専門職として行っている業務は、在職者がいる間は導入が困難であるが、現業職の退職者補充を抑制している状況もあり、今後はまず、学校給食の運営方法に関して、民営化等の可能性や施設の老朽化対策などと合わせたあり方の検討を第5次行政改革実施計画の取り組みとして進めていく。

#### ◎重点事項(2) 民間活力の推進

定員管理計画による職員の削減が進む中であっても、新たな行政需用に役立てていく必要があることから、町自らが行う必要性や効率性、費用対効果などを考慮しながら、外部委託等の可否について検討を行うとともに、サービス水準の維持・向上、経済性、専門性の活用等が担保されるものとして、特に公の施設については指定管理者制度の導入を進めてきた。

指定管理については、期間満了による更新時には施設の特性を見ながら、原則公募による民間事業者の参入を図り、サービス水準の維持・向上と経費縮減に繋げることができた。今後、導入予定の施設についての確認や未導入施設に対する再検討を行い、さらなる民間活力の導入を進めていく。

また、公の施設のうち町立保育園については、民設化の有効性などを検討委員会により検討しており、その結果を受け、今後具体的な町の方針を決定していく。

なお、PFIやPPPの導入検討については、総合計画における整備計画に基づき調査研究を行うこととしていたが、財政状況の悪化による平成22、23年度の緊急財政対策により、施設整備を当面見送ることになったため、調査研究を行わなかった。今後の施設整備においては、これらを事前に調査研究することが重要であり、新たな施設整備の検討時期に合わせて調査研究を行っていく。

### ◎重点事項（3）経常経費等の節減

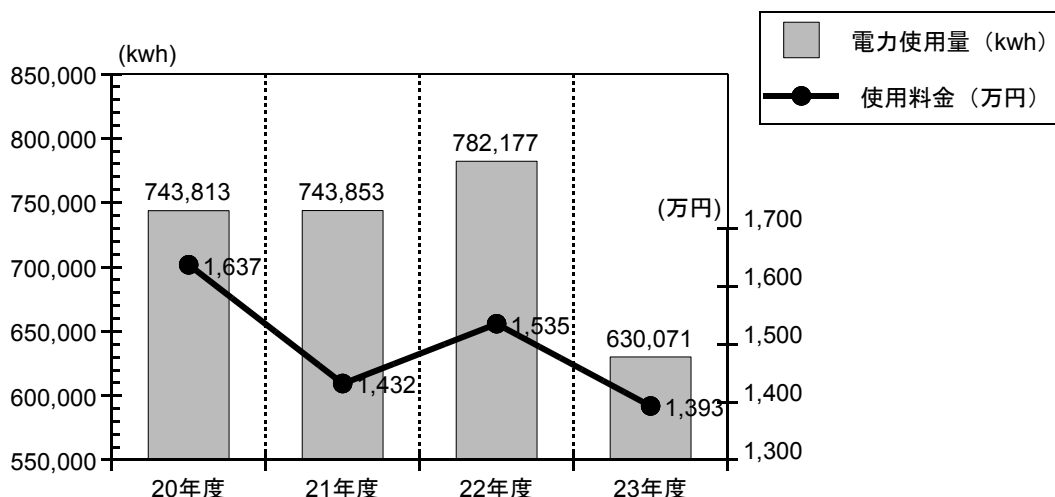
経常的経費（人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費及び公債費）の増大は、財政構造を悪化させる危険性を孕んでいることから、不要不急な経常的経費を削減するため、歳出全般に見直しを行ってきた。

なかでも前述の緊急財政対策により、25%削減を基本とした補助金等においては、一定の効果を上げたと思われるが、一律の措置であったため、ゼロベースでの見直しはほとんど行われておらず、時代背景が変わった今でも古くから続くものなどが依然として見直されずに残っている場合がある。

今後、補助の効果などを検証し、必要性を十分精査しながら見直しを行っていく。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響による電力不足の問題から実施した、照明の間引き点灯や空調の使用抑制などの節電対策においては、職員の節電意識の高まりも手伝って、従来以上の大幅な節電を実現し、結果、使用料金の縮減にも繋がったことから、今後も同様の対策を継続していく。（第3表参照）

▽第3表：電力使用量及び使用料金の推移（本庁舎分）



### ◎重点事項（4）町税等の徴収金の確保と自主財源確保及び受益者負担の見直し

財政の硬直化が進む中、財政構造の改革を進めるためには、歳入面においても積極的な取り組みが必要であるが、リーマンショックに起因する社会経済情勢の変化から、景気的大幅な後退が続いたため、この影響で減収となった町税等の徴収金については、現状維持することも困難な状況となった。

そこで、現状を最低限の目標としながらも、滞納の圧縮により、徴収率等の向上を図るため、個々の状況をとらえた上で差押えなどの対策強化、アドバイザーの導入・活用による徴収スキルの向上などに取り組んだ。

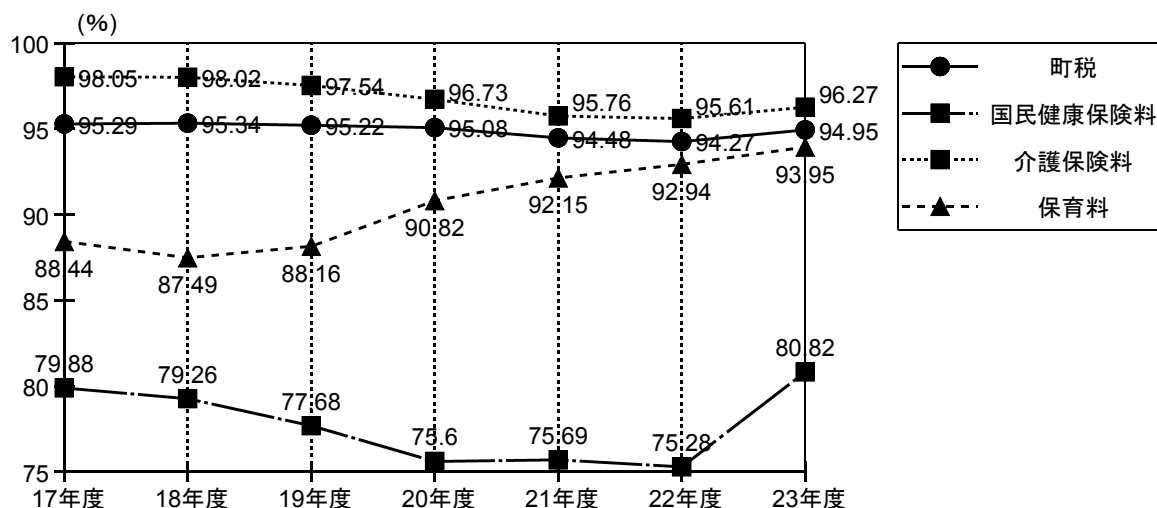
その結果、特に国民健康保険料では、平成23年度の収納率が本実施計画初年度の17年度の率を上回り、保育料においては景気の低迷以降も上昇を続けてきた。町税及び介護保険料は設定した目標には達しなかったが、23年度には前年度よりも率を上げることができた。(第4表参照)

そのほか、町有財産の積極的な処分や各種媒体(広報紙、ホームページ)等を活用した広告による収入、平成22年度に制定した「まちづくり寄附金条例」に基づく寄附の積極的な受け入れなどの財源確保に取り組んだ。

しかし、税収増を見込んだ「企業等の立地促進に関する条例」に基づく企業誘致や既存企業支援については目標を達成できていない。厳しい経済状況下で企業が投資に対し慎重な姿勢であることなどが考えられるため、誘致できるスペースの確保など、条件を整えていくことにより取り組んでいく。

また、手数料等に関しては、廃棄物関係手数料の見直し実施や下水道使用料見直しについての検討などが主管課で行われた。受益者負担の観点から町民が負担する範囲や税金で補う範囲を整理し、適正な額の設定を行うため、算定基準の作成を目指していたが、計画期間内に取り組むことができなかったことから、今後、早急に検討を進めていく。

▽第4表:徴収率等の推移(単位%)



### ◎重点事項(5) 町財政の健全化

本町の財政運営は、少子・高齢化の進展や町民ニーズの多様化など、あらゆる分野で大きな変革が進む中で、他の自治体と同様に義務的経費等の増額による財政の硬直化が一段と進み、厳しい局面を迎えていることから、公債費(町の負債)に関する指標である、実質公債費比率及び将来負担比率に特に注視しながら、これまで以上に公債費の縮減に努め、財政の健全化を進めてきた。

特に、ここでは町債残高の縮減に注力し、実際に可能な限り新規の町債発行を抑えながら、残高の縮減に努め、プライマリーバランス(基礎的財政収支)の黒字を維持してきた。

なお、他に財政の健全化に資する取組項目としては、重点事項(3) 経常経費等の節減及び(4) 町税等の徴収金の確保と自主財源確保及び受益者負担の見直しに設定された11項目が再掲項目として設定され、同じ内容により取り組みを進めた。

### ◎重点事項(6) 人事行政の推進

国の指針に基づく集中改革プランにより人員が削減され、1課当りの職員数も減少してきていることから、課の適正規模のあり方を踏まえた組織の見直しを行い、適切

な事務量による定員管理を行うとともに、再任用職員をはじめとした他の任用形態の活用を進めてきた。

また、職員の意識改革や勤労意欲の高揚を図るため、勤務評定制度を確立し、給与制度と連携することによる人事行政の適正かつ効率的な運用を目指したが、評価者間で評価のぶれがあるため、実績に基づく昇給や勤勉手当への反映が困難であった。

今後は、目標管理による実績評定を研究し、公平な運用ができる制度の確立により、給与制度との連携を図っていく。

なお、職員が自ら行う提案については、意識や意欲という面から重要と考えるが、提案数が大変少ない状況であり、制度の簡便化など実施方法の見直しにより、提案を行いやすい環境を整え、提案数の増を目指していく。

## ◇基本項目2 時代に適応した行政サービスの推進

少子・高齢化、情報化、国際化等、複雑多様化する行政需要に対応するために職員の能力開発を進めるとともに、行政の情報化を推進するため、次の重点事項（1）、（2）に取り組んだ。

### ◎重点事項（1）町民の立場に立ったサービスの提供

町民ニーズが多様化し、従来どおりのサービス体制では、そのニーズに応えきれなくなっており、こうした多様な町民ニーズを把握し、町民に質の高いサービスを提供するため、様々なアンケート調査等を行って、町民の意識や希望などの確認を行ってきた。

なかでも第1、3土曜の午前に行っている開庁については、試行期間中の利用状況や利用者アンケートを参考に本格実施を決定し、町民の利便性向上に繋がっている。

なお、各公共施設における利用条件などに関しても、利便性向上のためアンケートの実施が有効と思われることから、未実施の施設でもアンケートの実施を進める。

### ◎重点事項（2）行政の公平性・透明性の推進

町民の行政を見る目は大変厳しくなっており、分かりやすく透明性の高い行政運営が求められている。

これまで、町民への情報提供手段としての広報紙は、自治会経由で配布していたが、ポスティングの導入で全戸配布となり、情報格差が改善された。

また、インターネットの利用者も増えている状況から、町のホームページを活用し、様々な行政情報を正確かつ迅速に公表することにより、行政の公平性・透明性の実現を図ってきた。今後も引き続き町民への説明責任を果たすべく、情報提供を積極的に行っていく。

## ◇基本項目3 町民と行政の協働による行政システムの充実

町民と行政の協働によって住み良いまちづくりを推進するため、次の重点事項（1）に取り組んだ。

### ◎重点事項（1）町民参加によるまちづくりの推進

自治の担い手である町民と町が、それぞれの責任の下で連携し、協働して個性的で魅力あるまちづくりを進めていくため、適正な町政運営に努めるとともに、各種審議会等の委員の公募やまちづくり懇談会の開催など、住民が参加・参画できる場の提供を行ってきた。

しかし、住民活動の育成支援や町民ボランティアの活用、住民投票制度については検討が遅れており、計画期間内に制度確立ができなかった。

このうち、町民ボランティアの活用に関しては、第5次行政改革実施計画の取り組み内容として継続しており、早急に制度確立を進めていく。

## 4 効果の状況（効果額）

▽第5表：第2次改定以前（17年度～19年度）

基本項目	重点事項	効果額(万円)
1 簡素で効率的な行財政運営の推進	(1) 事務事業の見直し	8,891
	(2) 定員管理及び給与の適正化	611
	(3) 経常経費等の節減	29
合 計		9,531

▽第6表：第2次改定以降（20年度～23年度）

基本項目	重点事項	効果額(万円)
1 簡素で効率的な行財政運営の推進	(3) 経常経費等の節減	9,831
	(4) 町税等の収納率の確保と 自主財源の確保及び 受益者負担の見直し	8,073
	(6) 人事行政の推進	18,742
合 計		36,646

※効果として金額で示せるものを重点事項ごとにまとめて記載した。

効果額については、別添「第4次寒川町行政改革実施計画の実施結果総括詳細」の  
効果額合計を基に表示した。

## 5 今後の取り組み

第4次行政改革実施計画では、平成20年度の第2次改定後の取り組み数48項目（再掲を除く）のうち、最終的に効果目標の達成が29件（1つの取り組み項目に複数の効果目標を設定しているものがあるため、その全てを含む）であり、全体的に見て達成数が少ない。

これは、総花的に取り組み項目を設定したことによる項目数の多さや計画期間中の取り組み内容が検討までとなっているなど、結果の見えない項目が多く含まれていたこと、また、期間全体で効果目標を設定した上で、各年度において必ずしも効果目標の達成には繋がらない個別の目標が設定されていたことなどによると考えられる。

こうした点を反省し、第4次行政改革実施計画に続いて平成24年度から取り組みが始まっている第5次行政改革実施計画では、町民等により構成する寒川町行政改革推進委員会の意見を踏まえて、取り組み項目数を14に絞り込み、それぞれ、具体的な取り組みの内容や年度別の目標などを簡潔に記載するとともに、目標達成の期限を計画期間の3年以内とした。また、年度別の目標は原則として数値目標とし、数値化の困難なものは、いつまでに完了、実施するかなどを記載することとした。

なお、第5次行政改革実施計画の取り組み項目としては位置付けないが、継続的に取り組むものを第4次行政改革実施計画の項目から取り上げて、第5次行政改革大綱に示した。